

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（特別型（農地集積促進型））佐賀西部高城地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和 2 年 10 月 22 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番地 1）に提出してください。

令和 2 年 9 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（特別型（農地集積促進型））佐賀西部高城地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 2 年 9 月 14 日から令和 2 年 10 月 14 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所及び小城市役所